

令和4年度 環境保全型農業直接支払交付金の 概要



- 農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性の保全等への貢献が重要となっています。
- 化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組とセットで、地球温暖化防止や生物多様性の保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者グループ等に対して、支援を行います。

(事業に取り組む際の注意事項)

本事業の申請受付事務や交付金の負担を行うことが困難な市町もあることから、あらかじめ農地の所在する市町に、本事業の申請が可能かどうかを確認してください。

I 対象者

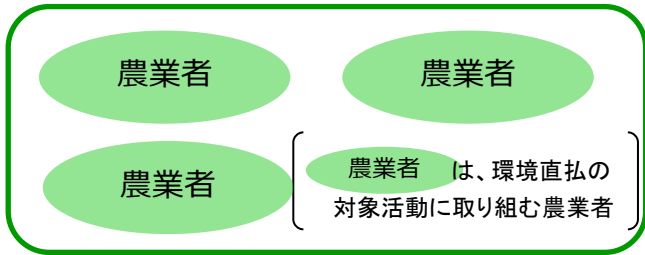
団体は、環境保全型農業直接支払交付金に取り組む農業者が2戸以上で構成する必要があります。

1. 農業者の組織する団体

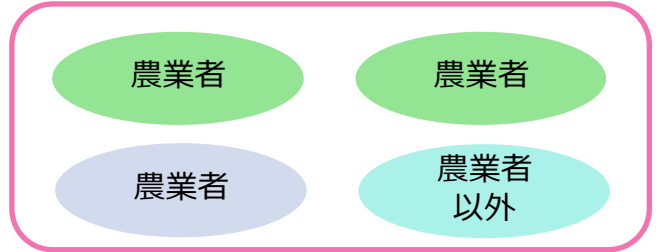
複数の農業者(環境保全型農業直接支払交付金に取り組む農業者を2戸以上含む)、又は、複数の農業者及び地域住民等の地域の実情に通じた者により構成される任意組織が対象になります。

※ 農業者の組織する団体(以下「農業者団体」といいます。)は、代表者、組織の規約を定めてください。

<農業者団体の例>



環境保全型農業を推進する任意のグループ、農協の生産者部会 等



多面的機能支払の活動組織、中山間地域等直接支払の集落 等

※ 農業者団体の区域について

- ・ 原則として同一市町の範囲内で農業者団体を形成してください。
- ・ 複数集落や市町全域で農業者団体を形成することも可能です。
- ・ 複数の市町の範囲で農業者団体を形成する場合は、それぞれの市町に事業計画の認定を受ける必要がありますので、それぞれの市町にあらかじめお問い合わせください。

※ 対象品目について

- ・ 基本的には佐賀県の慣行基準に記載されている70品目が対象品目となります。
- ・ 有機農業に取り組む場合は、県が通常の営農管理において化学肥料及び農薬を使用していることを判定した19品目についても取り組むことができます。
(レモングラス、ツケナ、トウガラシ、非結球メキャベツ(プチヴェール)、ごぼう、オクラ、トウモロコシ(もち種)、アマランサス、エンサイ、しそ(露地)、とうがん、モロヘイヤ、らっかせい、ラッキョウ、ナタネ、小豆、エダマメ、ゴマ、パプリカ)

2. 一定の条件を満たす農業者

単独で事業を実施しようとする農業者(個人・法人)については、以下の条件に該当して市町が特に認める場合に対象になります。

(1) 集落の耕地面積の一定割合以上の農地において、対象活動を行う農業者

自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動(以下「対象活動」といいます。)の取組面積が、自身の耕作する農業集落の耕地面積の概ね1/2以上又は当該市町における取組面積が集落面積の全国平均の概ね1/2以上となる農業者(土地利用型作物以外については2割以上になります。)

(2) 環境保全型農業を志向する他の農業者と連携して、環境保全型農業の拡大を目指す取組を行う農業者

対象活動の実施を推進する活動(「Ⅱ 事業要件」を参照)を、環境保全型農業を志向する他の農業者と連携して実施する者。

(3) 複数の農業者で構成される法人

複数の農業者で構成される法人(農業協同組合を除く)

Ⅱ 事業要件(推進活動の実施)

全ての支援対象農業者が、「自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動」(以下「推進活動」といいます。)として以下に掲げる活動のうちいずれか1つ以上を実施する必要があります。なお、農業者団体は、原則として共通の活動を選択し実施します。

- 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の技術向上に関する活動
 - ① 技術マニュアルや普及啓発資料などの作成・配布
 - ② 実証圃の設置等による自然環境の保全に資する農業の生産方式の実証・調査
 - ③ 先駆的農業者等による技術指導
 - ④ 自然環境の保全に資する農業の生産方式に係る共通技術の導入や共同防除等の実施
 - ⑤ ICTやロボット技術等を活用した環境負荷低減の取組(例:ドローン等デジタル技術を活用した生育診断に基づく適正施肥)
- 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の理解増進や普及に関する活動
 - ⑥ 地域住民との交流会(田植えや収穫等の農作業体験等)の開催
 - ⑦ 土壌分析や生き物調査等環境保全効果の測定
 - ※炭素貯留効果の高い有機農業取組による加算措置の場合は、土壌診断が支援要件となっているので、選択不可
- その他
 - ⑧ 耕作放棄地を復旧し、当該農地において自然環境の保全に資する農業生産活動を実施
 - ⑨ 中山間地及び棚田地域において自然環境の保全に資する農業生産活動を実施(農業者団体等の取組面積の過半が中山間地又は指定棚田地域の場合に限る。)
 - ⑩ 農業生産活動に伴う環境負荷低減の取組や地域資源の循環利用(例:生分解性プラスチックの利用、農業用廃プラの地域ごとの回収・処理、わら焼き自粛によるCO2発生抑制、地域内資材(堆肥等)利用による輸送エネルギーの省エネ等)
 - ⑪ その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動

団体の構成員皆さんで
取り組んでください!

III

支援の対象となる者の要件

農業者団体の構成員、又は一定の条件を満たす農業者が環境保全型農業直接支払交付金の支援の対象となるには、次の要件を満たす必要があります。

- ① 主作物について販売することを目的に生産を行っていること。
- ② みどりのチェックシートに定められた取組を実施していること。
- ③ 推進活動に取り組むこと。

※みどりのチェックシートに定められた取組を実施・・・

持続可能な農業生産に向けて実施すべき、環境負荷低減や農作業安全についての取組を定めた「みどりのチェックシート」に基づいて、自身の農業生産活動を点検していただきます。

支援対象取組 ※交付単価は上限額

注

- ・交付金は申請面積全てではなく、取組面積（畦畔等を除いた実施状況確認後の面積）に応じて交付します。
- ・年度をまたいで行われる支援対象の取組については、取組の終了後に支援を行います。

1

化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する取組と
カバークロップを組み合わせた取組

交付単価
6,000円/10a

《カバークロップのチェックポイント》

- ①□ 品質の確保された種子が、効果の発現を確実に期待できる量以上に播種されていること。
- ②□ 適正な栽培管理を行った上で、子実の収穫を行わず、全ての地上部を土壌に還元すること。

「カバークロップ」とは・・・5割以上低減する取組の前後のいずれかにレンゲなど緑肥作物を作付けする（春夏播きの場合は概ね2ヶ月以上、秋冬播きの場合は概ね4ヶ月以上）取組

2

化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する取組と
堆肥の施用を組み合わせた取組

交付単価
4,400円/10a

《堆肥施用（炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用）のチェックポイント》

- ①□ C/N比10以上の堆肥（鶏ふん等を主原料とするものは除く。）であって腐熟したものを施用すること。
- ②□ 堆肥施用後に栽培する作物が水稲の場合は概ね1.0t/10a以上、その他作物の場合は概ね1.5t/10a以上の堆肥を施用すること。
- ③□ 土壌診断を実施したうえで、適切な堆肥の施用を行うこと、および施肥管理計画を策定すること。

3

化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する取組と
リビングマルチを組み合わせた取組

交付単価
5,400円/10a
※小麦大麦・イタリアン
ライグラスの場合
3,200円/10a

《リビングマルチのチェックポイント》

- ①□ 品質の確保された種子が、効果の発現を確実に期待できる量以上に播種されていること。
- ②□ 適正な栽培管理を行った上で、子実等の収穫を行わず、作物体を全て土壌に還元していること。

4 化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する取組と
草生栽培を組み合わせた取組

交付単価
5,000円/10a

《草生栽培のチェックポイント》

- ① 品質の確保された種子が、効果の発現を確実に期待できる量以上に播種されていること。
- ② 適正な栽培管理を行った上で、子実等の収穫を行わず、作物体を全て土壤に還元していること。

5 化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する取組と
不耕起播種を組み合わせた取組

交付単価
3,000円/10a

《不耕起播種のチェックポイント》

- ① 対象作物について、前作の畝を利用し、畝の播種部分のみ耕起する専用播種機を用いて播種を行うこと。
- ② 播種前に、茎葉処理型の除草剤を散布すること。

6 化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する取組と
長期中干しを組み合わせた取組

交付単価
800円/10a

《長期中干しのチェックポイント》

- ① 稲の生育中期に10アール当たり1本以上の溝切りを実施した上で14日以上の中干しを実施すること。

7 化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する取組と
秋耕を組み合わせた取組

交付単価
800円/10a

《秋耕のチェックポイント》

- ① 対象作物の収穫後に耕うん(秋耕)を実施し、翌春に水稻の作付け(湛水)を行うこと。
- ② 耕うんは湛水の4か月以上前に実施すること。

8 有機農業の取組
(化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組)

交付単価
12,000円/10aなど

《有機農業のチェックポイント》

- ① 化学肥料・化学合成農薬を使用していないこと。
- ② 土づくり技術を導入していること。
- ③ 周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないように必要な措置を講じていること。
- ④ 播種又は植付け前2年以上化学肥料や化学合成農薬を使用しないこと。
- ⑤ 組換えDNA技術の利用や放射線照射を行わないこと。

詳細は
V 有機農業の取組
要件についてを参照

9

【地域特認】化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する
取組と冬期湛水管理を組み合わせた取組

交付単価
8,000円/10a※

《冬期湛水管理のチェックポイント》

- ①□ 2ヶ月以上の湛水期間を確保するための適切な取水措置、漏水防止措置が講じられること。
②□ 有機質肥料施用の取組の場合…生産記録により、適切な有機質肥料施用が行われたことが
確実に認められること。
畦補強等実施の取組の場合…生産記録により、適切な畦補強等が行われたことが確実に
認められること。

「冬期湛水管理」とは… 冬期間の水田に水を張る取組。2ヶ月以上の湛水に取り組むこと。

・有機質肥料施用、畦補強等実施	8,000円/10a
・有機質肥料施用、畦補強等未実施	7,000円/10a
・有機質肥料未施用、畦補強等実施	5,000円/10a
・有機質肥料未施用、畦補強等未実施	4,000円/10a

10

【地域特認】化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する
取組と総合的病害虫・雑草管理（IPM）を
組み合わせた取組

交付単価
4,000円/10a
※水稲のみ

《IPMのチェックポイント》

- ①□ IPMチェックシートの必須項目の実践及びその他の項目の概ね（6割以上）を実践すること。

「IPM」とは…化学合成農薬以外の防除方法を用いた物理的な防除、天敵やフェロモンの利用などを
組み合わせる総合防除技術

令和4年度からIPMチェックシートの内容が一部変わります！

項目	新	旧
種子消毒	温湯または生物農薬による種子消毒を実施する。	温湯消毒を実施する。
雑草対策	機械除草等、農薬に頼らない畦畔除草を3回以上実施する。	機械除草等、農薬に頼らない畦畔除草を4回以上実施する。

11

【取組拡大加算】有機農業の取組拡大の取組
(※国際水準の有機農業)

交付単価
4,000円/10a
※新規取組
面積当たり

NEW!

《有機農業の取組拡大のチェックポイント》

- ① □ 指導等を行う農業者は有機農業に関して十分な知識や技術を有していること。
② □ 指導を受ける農業者は有機農業の経験が浅く、指導を必要とする者であること。
② □ 指導等を行う農業者と指導を受ける農業者の双方が、令和4年度に有機農業の取組(そば
等雑穀、飼料作物以外の取組に限る)を実施すること。

詳細は
VI 有機農業の取組
拡大に向けた支援に
ついてを参照

IV

対象農地

農業振興地域内の農地(青地又は白地)で行われる対象活動が支援の対象となります。詳細については農地の所在する市町にお問い合わせください。

V

有機農業の取組要件について

有機農業の取組要件は、**国際水準の有機農業の実施**となっています。

(1) 交付単価 (交付単価は上限額)

- ・そば等雑穀・飼料作物以外 12,000円/10a
- ※このうち炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り、2,000円を加算
- ・そば等雑穀・飼料作物 3,000円/10a

(2) 要件

- ①主作物の生産過程等において、化学肥料・化学合成農薬を使用していないこと。
- ②土づくり技術を導入していること及び**土壌分析を実施していること**。
- ③**周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないように必要な措置を講じていること**。
- ④**播種又は植付け前2年以上化学肥料や化学合成農薬を使用しないこと**。
(→例えば表作で慣行農業、裏作で有機農業の水稻の場合は、交付されません)
- ⑤組換えDNA技術の利用や**有害動植物の防除目的で放射線照射を行わないこと**。

(3) 確認方法

市町職員による現地確認、又は有機農業者同士による現地確認

<書類確認>

・交付金を受ける農業者が作成する「農場管理シート」、生産記録、資材証明書等

<現地確認>

・全交付対象者を対象に、「農場管理シート」の記載内容をチェックリストに基づき、市町職員又は市町から指名された有機農業者が確認

※加算措置について

炭素貯留効果の高い有機農業については、以下の要件を満たす必要があります。

- 堆肥の施用又は緑肥の取組(カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培)を単独取組と同一要件で実施すること。
- 土壌診断を実施すること。

VI 有機農業の取組拡大に向けた支援について

有機農業の取組拡大に向けた支援は、本交付金を受給している農業者団体が、令和4年度から新たに有機農業の取組を開始する同一団体内の農業者に対して行う、指導・助言・相談対応の活動に対して支援を行います。

(1) 交付単価 (交付単価は上限額)

活動を行った農業者団体に対して
指導等によって増加した新規取組面積 × 4,000円/10aを支援を行います。

(2) 活動の内容

新規取組者のほ場における栽培技術指導や資材選定時の助言など有機農業のOJTによる技術指導

【例】栽培期間中の各作業段階(土づくり、病害虫防除等)について、定期的(月1回以上が目安)な状況確認を行った上での指導・助言

(3) 要件

- ① 指導等を行う農業者は有機農業に関して十分な知識や技術を有していること。
- ② 指導を受ける農業者は有機農業の経験が浅く、指導を必要とする者であること。
- ③ 指導等を行う農業者と指導を受ける農業者の双方が、令和4年度に有機農業の取組(そば等雑穀、飼料作物以外の取組に限る)を実施すること。

※同一の新規取組者に対して交付金開始年度限りの支援となるため、加算措置の算定面積は当該年度の有機農業取組面積のみ

(4) 手続き・実施状況確認の流れ

- ① 事業計画、営農活動計画書の取組拡大加算の欄に取組面積を記載して提出
- ② 指導を受ける農業者の農場管理シートに指導を受ける予定の内容を記載して提出
- ③ 指導を受ける農業者の作業日誌等に記録
- ④ 市町村による有機農業にかかる現地確認時に取組拡大加算の活動内容についてもヒアリングや作業日誌等を通じて確認
- ⑤ 実施状況報告書の取組拡大加算の欄に、指導内容を簡便に記載して提出

※令和4年1月時点での内容ですので、今後変更が生じる可能性があります

VII みどりのチェックシートの要件

取り組んでいただく内容

- 1 持続可能な農業生産活動に関する研修の受講**
GAPの指導者による研修や農林水産省提供のオンライン研修など
- 2 「みどりのチェックシート」の持続可能な農業生産に係る取組の実施**
「みどりのチェックシート」に記載された内容について、該当しないものを除き、全て取り組んでください。
- 3 実施した取組について「みどりのチェックシート」を用いた点検**
GAP指導員等による抽出検査が行われます。その際に提示を求められることがありますので各取組を行ったことを証明する書類等を必要に応じて保管してください。
- 4 「みどりのチェックシート」の提出**
実施項目をチェックし実施状況報告書等と併せて令和5年1月末までに提出してください

みどりのチェックシートの内容について

以下の4つの項目について取組を実施する必要があります。

【化学合成農薬の使用量低減】

- ・農薬の適正な使用管理
- ・農薬の使用状況等の記録を保存 など

【化学肥料の使用量低減】

- ・肥料の適正な保管
- ・肥料使用状況等の記録を保存 など

【温室効果ガス・廃棄物排出削減】

- ・電気及び燃料の使用状況の記録を保存 など

【農作業安全】

- ・農作業安全に配慮した適正な作業環境への改善 など

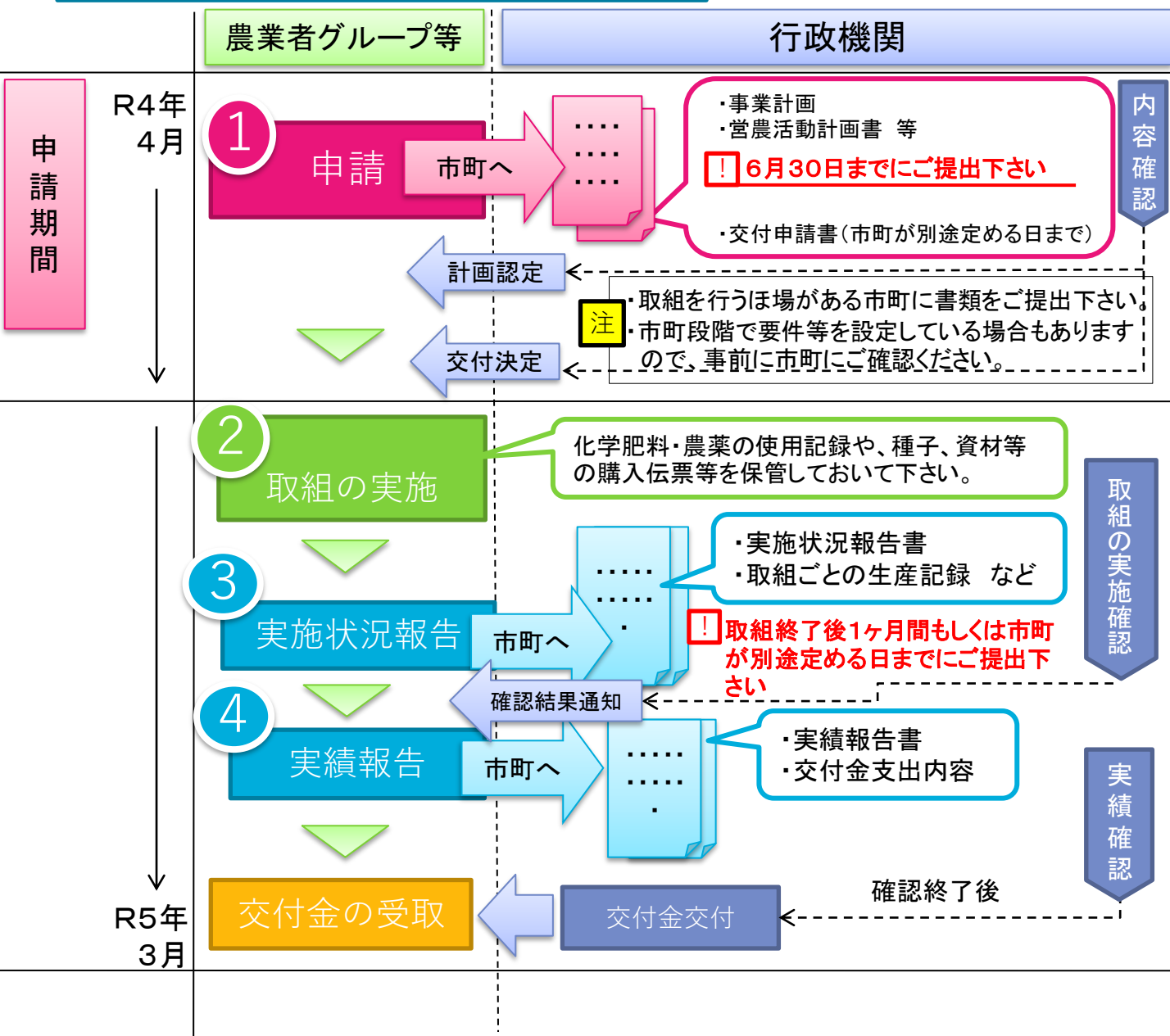
※令和4年1月時点での内容ですので、今後変更が生じる可能性があります

取組例

農薬、肥料、燃料等の農業用資材は、整理整頓し、適切に保管していますか？



交付金の交付までの流れ



問い合わせ先

佐賀県農林水産部園芸課

0952-25-7120

九州農政局佐賀県拠点

0952-23-3131

※ 環境保全型農業直接支払交付金の要綱・要領、申請様式、詳細なパンフレットは、環境保全型農業直接支払交付金のホームページ(http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kakyou_chokubarai/mainp.html)に掲載しています。
また、取組を行う上での詳細な要件等は、取組を行うほ場が所在する市町に確認してください。